官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令及び消防法施行規則の一部を改正する省令（総務七三）　一
○動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（同七四）　八
○消防用ホースの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（同七五）　一五
○消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（同七六）　一六
○北海道開発局組織規則の一部を改正する省令（国土交通八五）　三三
〔法規的告示〕
○蓄電池設備の基準及び昭和五十年消防庁告示第十四号の一部を改正する件（消防庁六）　三三
○構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件等の一部を改正する告示（国土交通七七一）　三五
〔官庁報告〕
国家試験
令和七年度情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　四四
〔公　告〕
基本測量関係事項公告（国土交通省）　五三
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五五
特殊法人等
令和六年度文部科学省共済組合の決算、企業年金基金解散・清算人就任関係　九二
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　九三
会社その他
会社決算公告　九六

省令

○総務省令第七十三号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の二第二項及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十二条第二項の規定に基づき、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令及び消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月三十日

総務大臣　村上誠一郎